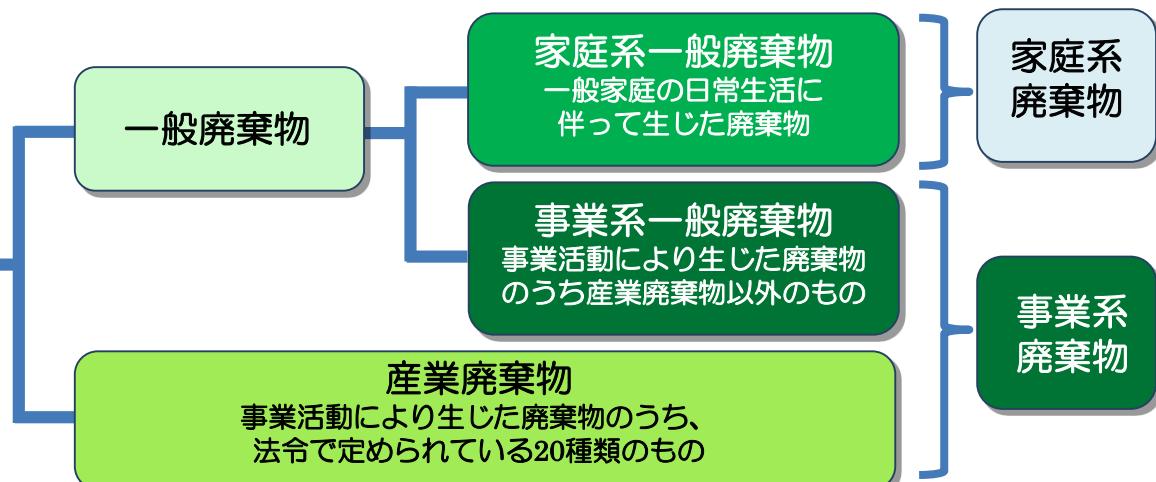


# 事業系ごみの適正処理について

## 事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。事業活動には飲食店や各種店舗、事務所、ホテルなど営利を目的にするものだけでなく、病院、学校などの公共的なサービスも含まれます。このため、従業員が使って不要となった文房具(事務用品)や昼食時のごみ(弁当ガラ、ジュース缶等)も事業系廃棄物となります。

事業系ごみのうち、法律に定められている20種類のものを産業廃棄物といい、産業廃棄物に該当しないものを事業系一般廃棄物といいます。



### 特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。

## 産業廃棄物の種類

※ 排出する業種が限定されるもの

種類	主な内容	種類	主な内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰	がれき類	工作物の除去等によって生ずるコンクリート片、レンガ片
汚泥	排水処理、製造工程からでた汚泥	ばいじん	集じん施設によって集められた灰
废油	動植物油、鉱物性油、廃溶剤、洗浄用油、潤滑油	紙くず	建設業、パルプ製造業、紙製造業、製本業等から出る紙くず
废酸	硝酸、塩酸等の酸性廃液	木くず	建設業、パルプ製造業、木製品製造業等から出る木くず 貨物の流通の為に使用したパレット等
廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液	繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維くず
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、合成繊維くず	動植物性残渣	食品製造業等から出る魚のあらなどの動物又は植物の固形不要物
ゴムくず	天然ゴムくず	動物系固形不要物	畜場・食鳥処理場から出る骨・肉等の固形不要物
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の切断くず、	家畜糞尿	畜産農業から出る動物の糞尿
ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、セメントくず、陶磁器くず等	家畜死体	畜産農業から出る動物の死体
鉱さい	高炉、電気炉等の残渣、不良鉱石	その他	産業廃棄物を処分したものでこれらに該当しないもの

# 事業者は廃棄物を自ら適正に処理する責任があります

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項)

**⚠ 事業系ごみは家庭系ごみの収集場所(ごみステーション)に出してはいけません。**  
下記の流れにしたがって、それぞれ適正に処理しましょう！

## 事業系ごみの処理の流れ

分別  
・  
保管  
・  
排出

収集  
・  
運搬

処分

事業系一般廃棄物

- ①一般廃棄物  
収集運搬許可業者  
②自己搬入

市の処理施設  
(ごみ焼却場)  
一般廃棄物  
処分許可業者

産業廃棄物

- ①産業廃棄物  
収集運搬許可業者  
②自己搬入

産業廃棄物  
処分許可業者

リサイクル  
可能なもの

古紙、くず鉄、  
あきびん類、古纖維

資源物回収業者

リサイクル施設

### ①宇部市の一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する方法（有料）

- ごみの収集運搬を委託する場合は、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者と契約してください。無許可業者に委託すると事業者も罰せられます。
- 収集ごみの種類や回数などは、一般廃棄物収集運搬許可業者と相談してください。  
※許可業者の一覧表は宇部市公式ウェブサイトにて公開しています。  
ご不明の場合は、宇部市廃棄物対策課（電話：0836-33-7291）にお問い合わせください。

### ②事業者が直接、市の処理施設に搬入する場合（有料）

- 持ち込みできないごみがありますので、事前にお問い合わせください。
- 宇部市ごみ焼却場 宇部市大字沖宇部字沖ノ山5272番地5 電話：0836-31-3664  
受付時刻：月曜日から金曜日・第4土曜日 8時30分から16時30分 休止12時から13時

### 産業廃棄物について ▷▷▷ 産業廃棄物は市の処理施設に搬入することはできません

産業廃棄物は、山口県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。  
詳しくは、山口県宇部環境保健所（電話：0836-39-9865）までお問い合わせいただくか、  
インターネットで「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」と検索してください。

# 事業系ごみの処理方法

## 事業系一般廃棄物



### 古紙

- ・OA用紙（機密文書）
- ・新聞・雑誌
- ・雑古紙
- ・シュレッダーした紙 など



- 品目ごとに分別し、古紙回収業者または一般廃棄物の許可業者へ委託してください。
- リサイクルできない紙は、一般ごみへ。建設工事等に伴う紙くずは産業廃棄物です。市の施設への搬入できません。



### 生ごみ

- ・食品の食べこし
- ・売れ残り 調理残渣 など



- 食品関連事業者は食品リサイクル法に従って、減量・リサイクルしてください。
- リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に委託してください。
- 食料品製造業から出るものは産業廃棄物です。市の施設への搬入できません。



### 一般ごみ

- ・枯葉・落ち葉
- ・汚れた紙 リサイクルできない紙



- これらのどうしてもリサイクルできないごみは、宇部市焼却場へ自己搬入するか、一般廃棄物許可業者へ委託してください。



### 缶

- ・飲料缶
- ・原材料の入っていた缶



- できる限りリサイクルしてください。
- 自動販売機を設置している場合、飲料の納品業者に引き取ってもらう方法もあります。
- これらを廃棄する場合は、**産業廃棄物**として処理してください。



### びん

- ・飲料用のびん
- ・商品の入っていたびん など



- ・缶 ⇒ 金属くず
- ・びん ⇒ ガラスくず
- ・ペットボトル ⇒ 廃プラスチック



### ペットボトル

- ・飲料用のペットボトル
- ・調味料ペットボトル など



**!** 宇部市の施設には搬入できません。



### 廃プラスチック

- ・発泡スチロール PPバンド
- ・ストレッチフィルム ビニール袋 など



- できる限りリサイクルしてください。
- これらを廃棄する場合は、**産業廃棄物**として処理してください。



### 金属類

- ・はさみ 一斗缶
- ・ロッカー など



**!** 宇部市の施設には搬入できません。



### 水銀使用製品

- ・蛍光灯
- ・体温計 ボタン電池 など



- 蛍光灯は金属くずとガラスくずの混合物です。
- ボタン電池は金属くずと汚泥の混合物です。
- これらを廃棄する場合は、それぞれの許可（水銀含有産業廃棄物を含む）を持つ産業廃棄物処理業者に委託してください。



宇部市の施設には搬入できません。

# 展開検査を実施しています

宇部市では、**搬入不適物**の搬入防止のため、ごみ焼却場において、持ち込まれる事業系廃棄物の展開検査を行っています。展開検査で搬入不適物を発見した場合は、搬入業者に対し指導及び持ち帰りの指示を行っています。

**搬入不適物**とは、産業廃棄物等の持ち込みできない廃棄物のことをいいます。

## 産業廃棄物の不正混入が多く発生しています

事業活動で排出されたプラスチックやビニール等は産業廃棄物となります。近年、事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在しているケースが多く確認されています。



発泡スチロール（廃プラ）



ストレッチフィルム、  
衣料品店のハンガー（廃プラ）



建築工事等に伴って生じる  
木くず・紙くず

**これらは産業廃棄物です！市の処理施設への搬入はできません！**

品目ごとに許可を持った産業廃棄物の収集運搬・処分業者に委託し、適正な処理をしてください。



事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に  
適正に分別せず、あわせて処理を委託

産業廃棄物の処理を一般廃棄物  
として委託

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における  
委託基準違反に該当する場合があります。  
「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、  
またはこれの併科」の罰則が科せられることに。

## 一般廃棄物に産業廃棄物が混入するのはどうして？

### 原因

- ・産業廃棄物の品目に対する認識が不足している。
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて排出するごみ箱や集積場所がない。
- ・事業所内のごみ集積場所にごみの区分に応じた表示や仕切りがない。
- ・来訪者（従業員以外）にとって、そこでの分別方法がわかりにくい。

### 対策

- ・各フロア、居室ごとの分別を徹底する。
- ・ごみ箱には品目を明示する。
- ・ごみ集積場所での表示をわかりやすくし、分別を徹底する。
- ・テナント、従業員、清掃員、来訪者に取組を周知徹底する。



お問い合わせ 宇部市廃棄物対策課

TEL:(0836)34-8247 FAX:(0836)33-7294  
E-mail:haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp

# 事業者の皆様へ



## 事業系ごみの 減量とリサイクルについて

### 事業者はごみの減量に努めなければなりません

事業者は、ごみの減量に努めることが義務付けられています。まずは、ごみを出さないこと、排出するごみを減らすこと、次にリユース、リサイクルすることはもちろん、自社製品が廃棄された際に適正な処理が困難になることがないよう工夫することも求められています。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第2項)

#### ごみを減らすためにRで始まる3つの取組

**まずは**  
Reduce  
リデュース  
本当に必要な  
ものだけを購入する。  
使うことでご  
みを極力出さ  
ない。

**次に**  
Reuse  
リユース  
繰り返し  
使用する。

**そして**  
Recycle  
リサイクル  
資源として  
再利用する。

DX化の推進など

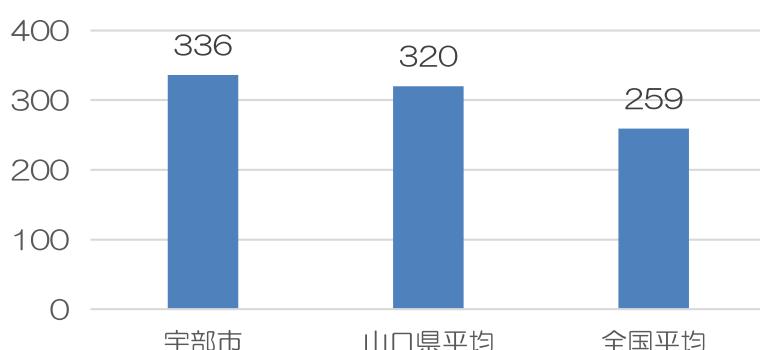


3Rの取組後、どうしてもごみになってしまうものは、  
一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、それぞれ適正な方法で処理してください

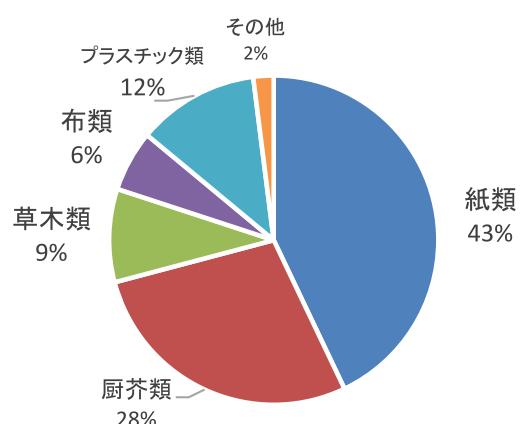
### 宇部市の事業系一般廃棄物の排出状況について

宇部市の事業系一般廃棄物の排出量は全国平均・山口平均に比べて多く、さらなる減量とリサイクルが求められています。事業者の皆様には、燃やせるごみの70%を占める紙類と厨芥類の減量及びリサイクルをぜひお願いします。

令和5年度 1人1日あたりの  
事業系一般廃棄物排出量 (g)



令和6年度燃やせるごみの内訳

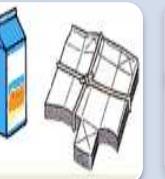


# 再生可能な紙類は宇部市焼却場へ搬入しないでください

宇部市のごみの総排出量のうち、86%が可燃ごみです。このうち、紙類が43%を占め、シュレッダー古紙やOA用紙類など、再生可能な紙ごみが大量に含まれています。（令和6年度実績）

排出事業者の皆様には、紙類の再生について、ごみの収集業者や古紙回収業者等とご相談の上、リサイクルを推進していただきますようお願いします。

## 再生可能な紙類（分別区分）



段ボール

新聞

雑誌

古紙

シュレッダー

紙製容器包装

OA用紙

封筒

名刺

必ずリサイクル！

リサイクル可能（要件あり）

※汚れや臭いがついた紙・裏カーボン紙・感熱紙・合成紙・圧着はがき・防水加工紙・窓付き封筒などの加工された紙はリサイクルできません。

## 「再生可能な紙類」受入業者一覧

段ボール・新聞・雑誌・シュレッダー古紙の持ち込みが可能な事業者です。  
事業者によっては、紙類の種類や量により受け入れできないことがあります。  
**必ず、事前に受け入れ要件についてお問い合わせください。**



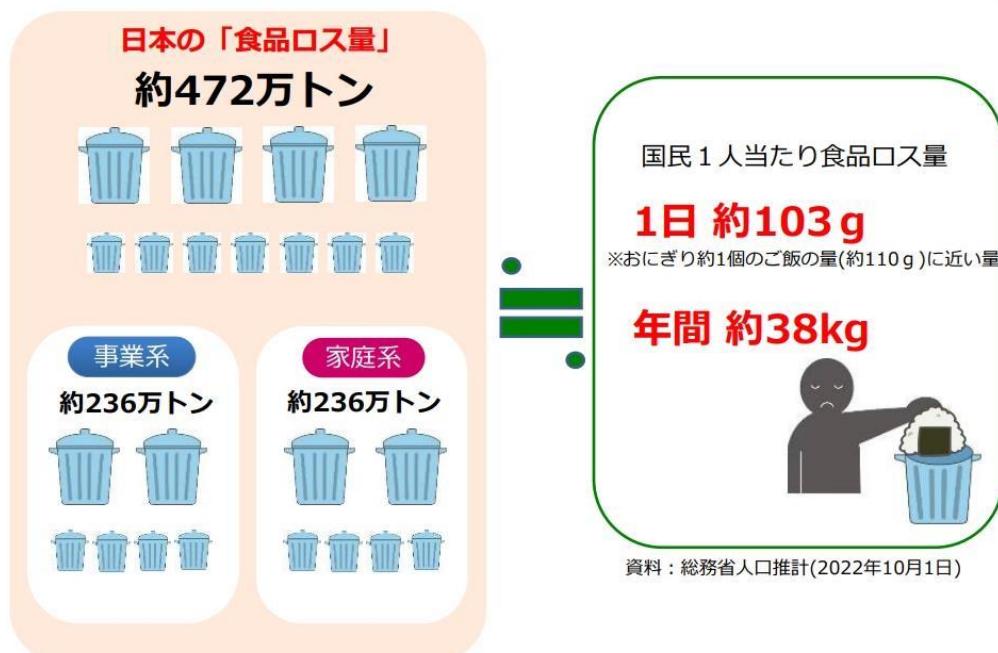
業者名	住所	電話
(株) 工コル	宇部市大字川上字下面井手1066-1	34-1885
(有) 河村商会	宇部市新町10-21	21-0341
(有) 田中商店	宇部市黒石北二丁目9-43-7	41-1366
(株) 原田商店	宇部市南浜町一丁目3-8	31-3321
諸月商店	宇部市大字妻崎開作2011番地5	51-8910
山口資源(株) 宇部営業所	宇部市床波二丁目1-19 (お問い合わせは本社へ)	0835-26-6115

※50音順 令和7年4月現在の掲載協力店です。

# 食品ロスの削減に取り組みましょう

食品ロスとは食べられる食品でありながら廃棄されることをいいます。日本では年間472万トンもの食品ロスが発生しており、そのうち事業者からの食品ロスは50%の236万トンにも上ります。

日本の食品ロスの状況（令和4年度推計値）



事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとされています。（[食品ロス削減推進法第5条](#)）

事業者の皆様には、下記の取組み等についてお願いします。

## 食品ロス削減のために取り組めること



生産者・食品メーカーの方へ ⇒ 規格外品の活用をお願いします。

- 加工品等への利用
- 安価での販売
- フードバンク活動への協力 など

フードバンクのご相談は  
地域福祉課 (Tel34-8325) まで



小売店の方へ ⇒ 完売の促進をお願いします。

- 閉店間際、期限間近商品の割引販売
- 需要予測精度の向上⇒季節商品については予約制とする等、需用に応じた販売の工夫
- ポスター
- ・ばら売り
- ・少量パック等による販売
- ・店内放送等による周知啓発 など



外食事業者の方へ ⇒ 完食の推奨をお願いします。

- ハーフサイズや小容量メニューの導入
- 宴会でのおいしい食べきり3010運動実施の呼びかけ
- 食べ残しについてお客様の自己責任で持ち帰り用に提供
- ・特典付与
- など



すべての事業者の方へ ⇒ 社員の方への啓発・リサイクルをお願いします。

- 食品ロスに关心を持ち、その実態を知って自分にできることを考える
- 消費期限と賞味期限を正しく理解し、まだ食べられる食品を捨てない
- 災害備蓄食料品などの適正な在庫管理⇒消費期限のきれる前にフードバンクの活用
- 回収業者による食品廃棄物の再利用 など

# ごみの種類・量を把握し、減量しましょう！

事業者は、ごみの減量に努めることが義務付けられています。

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量に取り組みましょう！

ごみ減量と適正処理の第一歩は、今の状況を把握することからです。まず、ごみの排出状況を知り、削減の目標を立てましょう！

ぜひ、宇部市公式ウェブサイトからダウンロードできる「事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書」を活用してください。

また、宇部市では一般廃棄物を一定以上排出する事業者等に本計画書の提出をお願いしています。（宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条及び宇部市事業系一般廃棄物の減量化等に関する要綱第7条）

提出依頼の通知があった事業者は計画書の作成及び提出をお願いします。

## 事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書

排出品目	総排出量(A) [kg/年] A=B+C	資源化するもの			廃棄物として処理するもの			資源化率 [%] B/A×100
		資源化量(B) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先	処理量(C) [kg/年]	収集・運搬業者	処理先	
燃やせるごみ	①厨芥類（食品廃棄物等）	10,700	800 ○○商会 他	食品リサイクル他	9,900	○○商会	宇部市焼却場	7%
	(①内の食品ロス※)	(2000)	(500) 自己搬入	フードバンクボスト	(1500)	○○商会	同上	25%
	②木くず・剪定枝	500	500 自己搬入	(株) ○○	0			100%
	③紙おむつ	200	0		200	○○商会	宇部市焼却場	0%
	④その他の燃やせるごみ	300	0		300	自己搬入	同上	0%
小計		11,700	1,300		10,400			11%
紙類資源化	⑤OA用紙	1,700	900 □□商会	○○紙店	800	○○商会	宇部市焼却場	53%
	⑥シュレッダー	1,200	700 同上	同上	500	自己搬入	同上	58%
	⑦新聞	10,000	10,000 同上	同上	0			100%
	⑧雑誌	1,500	1,500 同上	同上	0			100%
	⑨段ボール	2,000	2,000 同上	同上	0			100%
	前紙製容器包装	0	0		0			-
	⑩その他の紙類	200	0		200	○○商会	宇部市焼却場	0%
小計		16,600	15,100		1,500			91%
その他	⑪廃食油	600	600 ○○鯖油	○○鯖油				100%
	( )	0						-
	小計	600	600		0			100%
合計		28,900	17,000		11,900			59%

## 計画書ダウンロード先（ウェブ番号1012423）

宇部市公式ウェブサイトトップページ>暮らし・手続き>ごみ・リサイクル>ごみ・資源物の出し方>ステーションに出せないごみ>事業活動によって出るごみ>事業系ごみの減量とリサイクル

## 事業所訪問を実施しています

多量排出事業者等を中心に市担当者が事業所を訪問し、ごみの減量、再資源化及び適正処理について、実態を確認するとともに、事業所での問題点や課題などを聞き取りながら、指導や助言を行っています。事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 山口県における食品ロス削減に取り組む事業者の取組支援制度

取組を実践する食品関連事業者、旅館・ホテル、飲食店等を登録し、取組を後押ししています。  
ぶちエコ食品ロス削減パートナー制度：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/148247.html>  
やまぐち食べきり協力店制度：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20817.html>



お問い合わせ 宇部市廃棄物対策課

TEL:(0836)34-8247 FAX:(0836)33-7294  
E-mail:[haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:haikibutsu@city.ube.yamaguchi.jp)